

令和2年度第1回釧路北部消防事務組合消防職員採用資格試験要領

令和3年度釧路北部消防事務組合消防職員として、消防業務に従事する職員の採用資格試験を次のとおり実施します。

1. 受験資格

(1) 消防業務従事職員（消防士）

- ① 弟子屈町、標茶町、鶴居村の勤務地に居住し、若しくは居住可能な者。
- ② 視力は矯正視力を含み両眼で0.7以上、かつ一眼でそれぞれ0.3以上、赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができること。
- ③ 聴力は2mの距離において低語が聴取できる者。
- ④ 言語、応答が明瞭で十分な発声ができる者。
- ⑤ 高等学校卒業者(令和3年3月卒業見込者を含む。)又は、これと同等以上の学力を有する者。
- ⑥ 身体に職務遂行上支障がないこと。
- ⑦ 普通自動車運転免許(AT車限定不可)を有しているか又は取得予定の者、且つ採用後自費により大型自動車運転免許を取得できる者。

(2) 年令資格

1995年(平成7年)4月2日以降に生まれた者。

(3) 欠格条項

日本国籍を有しない者又は地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

2. 採用予定者数 若干名

3. 採用予定時期 令和3年4月以降

4. 試験期日及び試験の方法

- (1) 第1次試験日 令和2年10月25日(日曜日) 午前9時から午後1時まで
教養試験・適性検査・小論文
- (2) 第2次試験日 令和2年11月中旬予定(第1次試験合格通知書で指定します。)
体力測定・面接

5. 試験場所

釧路北部消防事務組合 消防本部(川上郡弟子屈町美里3丁目8番1号)

6. 合格通知

第1次試験は合格者のみ、第2次試験は受験者全員に合否を文書で通知します。

7. 合格から採用まで

試験合格者は採用予定登録者名簿に登載され、名簿に登載された者の中から任命権者が採用者を決定します。(この名簿は原則1年間有効です。)

8. 受験手続

- (1) 受験希望者は、所定の受験申込書に必要な書類を添付して下記に提出して下さい。
釧路北部消防事務組合 消防本部
〒088-3215 川上郡弟子屈町美里3丁目8番1号

- (2) 受験申込受付期間

令和2年9月15日(火)から令和2年10月6日(火)まで(必着)

(郵送の場合は、10月6日までの消印のあるものに限る。)

- (3) 受験申込書の請求

受験申込書用紙は、釧路北部消防事務組合消防本部又は各消防署で直接交付を受けるか、郵便で消防本部へ請求して下さい。郵便で請求する場合は、返信用封筒(角2サイズ240mm×332mm)に120円切手を貼りあて先を明記したものを同封して下さい。

また、下記のホームページからもダウンロードできます。

消防本部 (<http://kushirohokubu.com/>)

標茶消防署 (<http://www.town.shibecha.hokkaido.jp/~sfsma/>)

鶴居消防署 (<http://www.tsurui119.org/>)

9. 提出書類

- (1) 自筆受験申込書(甲・乙) **1通**(両面または片面各**1通可**) (当組合指定様式に最近3ヶ月以内に撮影した脱帽、正面上半身、縦4cm×横3cmの写真を添付)
(2) 最終学校の卒業証明書(又は卒業見込証明書) **1通(本人開封無効)**
(3) 最終学校の成績証明書 **1通(本人開封無効)**
(4) 自動車運転免許証を取得している者は、その写し **1通**
(5) 救急救命士有資格者については、合格証の写し **1通**

※ 上記提出書類に不備がある場合は、受験票を送付できませんので確認の上、提出して下さい。

10. 受験についての問合せ

釧路北部消防事務組合 消防本部総務課 (電話 015-482-3276)

※ 問合せ時間

午前8時45分から午後5時15分(但し、土曜・日曜・祝祭日を除く。)
又は、下記消防署へ問い合わせ下さい。

弟子屈消防署

〒088-3215 川上郡弟子屈町美里3丁目8番1号 (電話 015-482-2073)

弟子屈消防署川湯支署

〒088-3465 川上郡弟子屈町川湯温泉3丁目2番10号 (電話 015-483-2216)

標茶消防署

〒088-2301 川上郡標茶町旭4丁目6番2号 (電話 015-485-2021)

鶴居消防署

〒085-1203 阿寒郡鶴居村鶴居西3丁目24番地 (電話 0154-64-2344)